【平成29年度事業者処分等について】

消費生活課

1 特定商取引法及び県消費生活条例

(1) 処分(特定商取引法:業務停止命令・指示)

No.	事業者名及び所在地	処分等内容	販売類型• 商品等	関係 都県	処分公表 年月日
1	(株) I Nホーム (代表取締役 熊谷勇樹) 【東京都豊島区】	業務停止 (3か月)	訪問販売 (排水管洗浄)	東京都	29.5.31
2	(株)さくら設備 (代表取締役 豊田睦夫) 【東京都北区】	業務停止 (3か月)	訪問販売 (消火器)	_	29.10.23
3	(有)信栄環境 (代表取締役 鈴木栄治) 【東京都品川区】	業務停止 (3か月)	訪問販売 (土地の現地 確認作業)	_	29.10.31
4	郷土新報社こと山口 勲 (代表者 山口 勲) 【富山県富山市】	指示	訪問販売 (郷土史の販売)	_	29.12.14
5	(株)日誠建設 (代表取締役 清水 誠) 【上尾市】	業務停止 (6か月)	訪問販売 (屋根工事)	_	30.1.19
6	(株)エコパートナー (代表取締役 鈴木 利夫) 【千葉県船橋市】	業務停止 (3か月)	訪問購入 (貴金属等)	_	30.3.28
7	(株)QUATTRO(クワトロ) (代表取締役 神林拓馬、米井聡) 【千葉県柏市】	業務停止 (3か月)	訪問購入 (貴金属等)	_	30.3.28

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数	
• 訪問販売	6件	
• 通信販売(誇大広告)	39件	
• 連鎖販売取引	2件	
• 訪問購入	1件	
計	48件	

2 景品表示法

指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	45 件	優良誤認(17件)、有利誤認(28件)
□頭注意	10 件	優良誤認(5件)、有利誤認(3件)、その他(1件)、景品(1件)
計	55 件	

3 特定商取引法の改正について

平成28年6月3日に公布され平成29年12月1日に施行された。

【法執行力に係る主な変更点】

- ○業務停止を命ぜられた法人の役員等が同種の別法人を設立し事業を実施すること等を禁止
- 〇業務停止命令期間を最長1年から2年に延長
- ○行政調査に関する権限の強化として「質問」に関する権限の追加等
- 〇不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引上げ 及び業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年に引上げ
- 〇違反事業者に対して、消費者利益を保護するために必要な措置を指示できる ことを明示

等